

農地中間管理事業 の推進について

農業委員・農地利用最適化推進委員との
連携に関して

茨城県農地中間管理機構
公益社団法人茨城県農林振興公社

▶ 農地中間管理事業の推進に関する法律

(平成25年法律第101号)

- ・ 平成26年3月1日施行

▶ 農地中間管理機構の指定

- ・ 平成26年4月1日 県知事より指定
- ・ 各都道府県に1つ設置

● 担い手が利用する農地集積目標

(単位 : ha)

項目	平成25年	平成35年(10年後)
茨城県耕地面積	173,000 (H25)	173,000 (H25)
うち担い手が利用する面積	45,396 (H22)	114,180
担い手への集積率	26.2%	66%

資料 : 茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

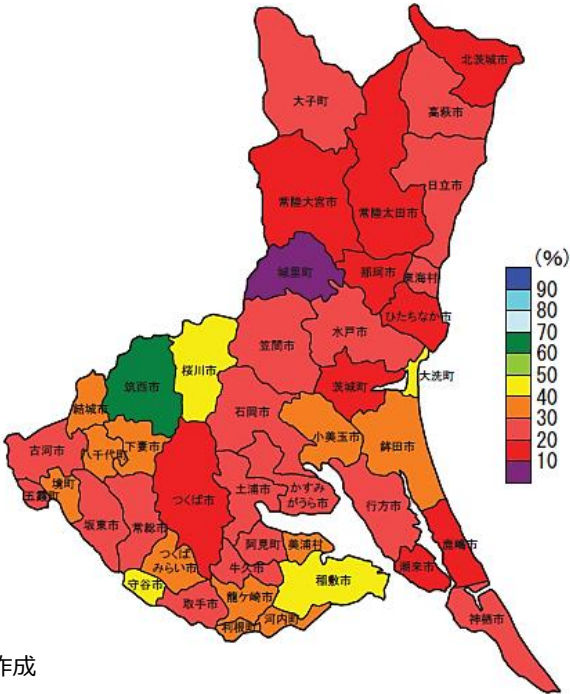
● 市町村別の集積率の状況

集積率(県全体)

H26.3末	H27.3末	H28.3末	H29.3末
23.6%	24.5%	26.6%	29.3%

農地中間管理事業の実施状況(H29.3末)

全市町村数	44市町村
農業振興地域の設定のある市町村数	44市町村
農地中間管理事業実施市町村数	44市町村



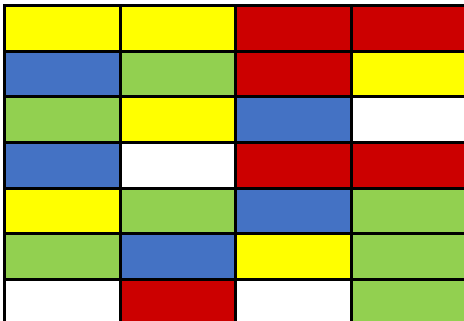
資料 : 『各都道府県の農地集積の状況』農林水産省作成

● 農地中間管理事業のしくみ



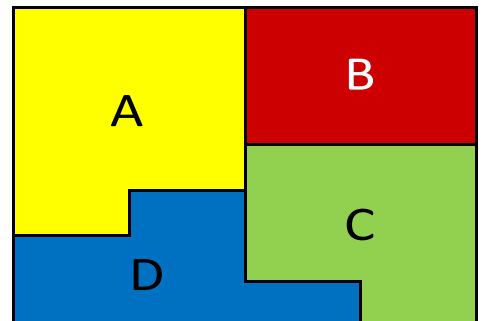
● 農地の集約（イメージ）

地域内の分散・錯綜した
農 地 利 用



集約

担い手ごとに集約化した
農 地 利 用



**農地の集積・集約化で
コスト削減！**

● 農地を貸したい場合の手続

① 貸付希望の申出	貸付希望の方は、市町村の農政担当窓口までご相談いただき「貸付希望申出書」を提出してください。
② 農地状況の確認	貸付希望農地の状況（現状、面積、権利関係、希望賃料等）について、確認させていただきます。 ※確認の結果、借受できない農地もあります。
③ 借受手続	機構の定める基準により、借受が可能となった場合、機構が借り受けるための手続を行います。 ※具体的な貸付期間や賃料等の諸条件について協議します。
④ 中間管理権の設定（借受）	市町村における「農用地利用集積計画」の公告により、機構での中間管理権（借受）が設定されます。

● 借り受ける農地の基準

- ▶ 農業振興地域内の農地であること
- ▶ 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- ▶ 当該農地の地域に十分な借受希望者が確認できること
- ▶ 農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること



● 借り受ける農地の確認事項

☐ 10年以上の農地貸付が可能ですか。

☐ 自己所有農地ですか。

相続手続が済んでいない農地⇒権利者の同意が必要

持分の1/2超の同意：5年間の貸借
権利者全員の同意：10年以上の貸借

☐ 土地改良区賦課金の滞納はありませんか。

☐ 農地に差押，賃借権等の設定はありませんか。

☐ 大型機械が通行可能な進入路（概ね幅員2.5m以上）が確保されていますか。

☐ 隣接地との境界が確定されていますか。



● 農地を借りたい場合の手続

① 借受希望申込	借受希望の方は、借りたい農地が所在する市町村の農政担当窓口までご相談いただき「借受希望申込書」を提出してください。
② 借受希望者の公表	借受希望された方の氏名、借受希望内容を機構ホームページで公表いたします。 ※農地を借るためには公表される必要があります。
③ 農地のマッチング	貸付期間や賃料等の諸条件について調整のうえ、借受希望内容に適合する農地について、貸付（転貸）に向けたマッチングを行います。
④ 賃借権等の設定	機構が「農用地利用配分計画」を作成し、県の公告によって担い手に賃借権等が設定されます。

● 事業の推進体制

▶ 機構推進員の配置

- ・ 県内5カ所の農林事務所に2名ずつ配置

▶ 市町村・関係機関等との業務委託契約

- ・ 市町村農政担当課（44市町村）
- ・ 市町村農業公社（7市町）
- ・ J A との業務委託契約（12 J A）
- ・ 土地改良区（7土地改良区）※H29.8.16現在

▶ 担い手農業者団体5団体と連携協定を締結

- ・ 農業経営士協会，女性農業士会，青年農業士連絡協議会
農業法人協会，認定農業者協議会

● 出し手のメリット

安定した 農地管理	①	10年の貸付期間	10年後の契約期間満了後に農地は返されますが、希望すれば契約を延長できます。
	②	担い手の斡旋	担い手の高齢化も進んでおります。契約中に担い手が引退しても、機構が次の担い手を探します（2年間）。
制度面の 優遇措置	③	納税猶予制度措置	相続税・贈与税の納税猶予を受けた農地について、機構に貸し付けを行う場合は経過期間に関係なく納税猶予は継続します。
	④	経営移譲年金等	経営移譲年金等を引続き受給できます。 （農業者年金受給中の方）
	⑤	固定資産税の軽減	全農地を新たに機構に貸し付けた場合、農地に係る固定資産税を一定の期間 1 / 2 に軽減する。 （①15年以上：5年間 ②10年以上15年未満：3年間）

● 担い手のメリット

安定した 営農計画	① 借受期間の安定化	10年間の利用権設定をするので、長期的な営農計画や設備投資計画が立てやすくなります。
	② 農地の集約化	分散した借受地は、地域の話合いによる結果に基づき、将来的に担い手ごとにまとまった形になるよう推進します。 (配分計画により簡単に交換ができる。)
	③ まさかの時も安心	借受期間中に規模縮小や引退をする場合、辞める農地は機構が周囲の担い手とマッチングを行い、次の担い手を探します(2年間)。
大幅な 事務軽減	④ 農地探しの簡素化	出し手から農地の貸付希望があった場合は斡旋しますので、自ら農地を探す手間が省けます。
	⑤ 地代支払事務軽減	出し手が複数いても地代は機構に一本化でき、振込の事務処理や手数料が不要となります。
補助事業の 導入に有利	⑥ 補助事業の 採択ポイントが高い	多くの補助事業で、農地中間管理事業を活用することにより高い採択ポイントが得られるので、補助事業の導入に有利になります。
	⑦ 耕作条件改善事業 が利用可能	畦畔除去による区画の拡大や暗渠の設置等の、簡易な圃場整備を行うための補助事業が、優先的に活用できます。

● 機構集積協力金（平成30年版）

地域の取り組みへの支援		個々の農地の出し手への支援	
● 地域集積協力金 ●		● 経営転換協力金 ●	● 耕作者集積協力金 ●
地域における話合い(人・農地プラン)により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域の取組を支援します。		交付対象：機構へ自作地を貸し付けた農業者等	交付対象：機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地(交付対象農地)の機構への貸付に協力した農業者
交付対象：市町村内の地域 ※「地域」とは、集落・学区など、話合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。	交付要件 ① 機構への貸付割合 地域内の農地の20%超が機構に貸し付けられていること。 ② 新規集積面積の割合 機構に貸し付ける農地のうち新たに担い手へ集積される農地の割合が25%以上となること。 ※新規集積面積の割合が25%に満たない場合は、交付単価が下がります。	交付要件 全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること	交付要件 農地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること
交付単価 10,000円／10a		交付単価 10,000円／10a 例) 1haの場合 ⇒ 100,000円／戸 ※交付上限額は70万円／戸となります。 ※遊休農地の所有者は、解消する必要があるので、各市町村に相談してください。 ※担い手と農作業受委託中の農地は対象となりません。 ※固定資産税の軽減措置が受けられる場合があります。	交付単価 5,000円／10a ※遊休農地は対象になりません。 ※担い手と農作業受委託中の農地は対象となりません。
協力金の使途 地域が市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。			

平成30年度交付分が最終

(平成29年11月1日～平成30年10月末日までの市町村農業委員会総会で農用地利用集積計画が決定されたもの。)

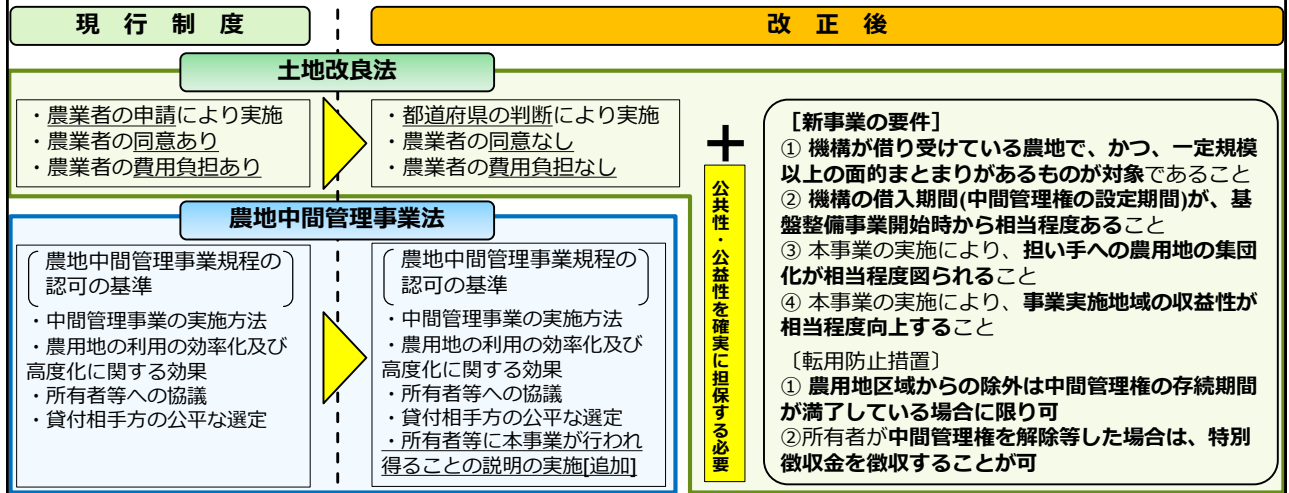
➡ 今年の秋～冬の推進が重要！

● 農地中間管理事業と連携した新事業

▶ 農地中間管理事業が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度を創設する。

(土地改良第87条の3, 第91条, 第91条の2及び第92条の2, 農地中間管理事業法第8条)

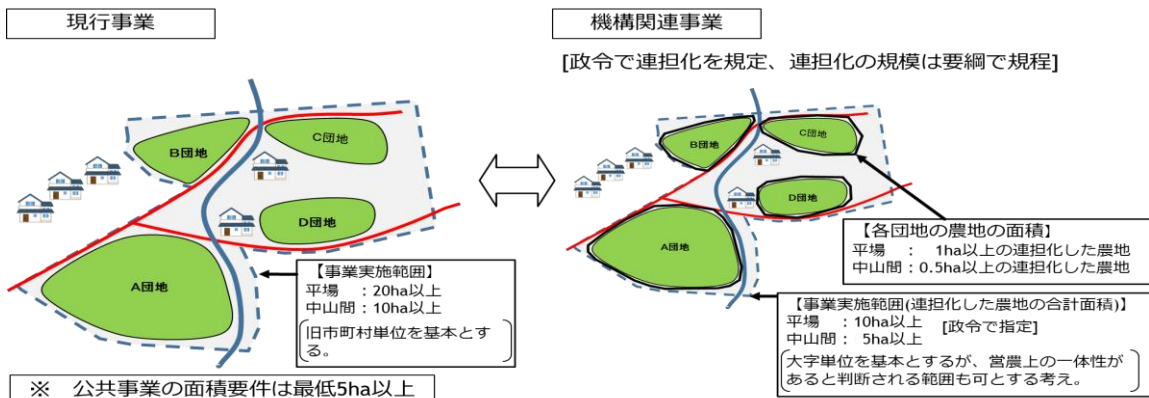
(背景) 農地中間管理機構への貸付が増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれ。一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。



● 農地中間管理事業と連携した新事業（要件）

① 面積要件

- 機構関連事業は、機構が中間管理している農地を、担い手が引き受けやすいよう、農作業を効率的に行える状態に整備するもの。
- このため、一定規模以上の農地が一固まり(連担化)となった状態として整備することが重要であり、「**平場は1ha以上、中山間地域は0.5ha以上の連担化**」を要件とする。
- また、機構関連事業は公共事業であること、**平場と中山間地域では生産条件に格差があることを踏まえ、連担化された農地の合計面積は「平場は10ha以上、中山間地域は5ha以上とする」**とする。



● 農地中間管理事業と連携した新事業（要件）：続き

② 農地中間管理権の設定期間

- 農地中間管理権の設定期間については、機構から農地を借受けた担い手が長期にわたり安心して経営に専念できるようにするとの観点に立ち、**工事完了後から一定期間を確保することが必要。**
- 現行の機構集積協力金の交付要件(10年以上)、数集落のほ場整備事業の工期(通常3年程度)、固定資産税の軽減措置を踏まえ、設定期間は事業計画の公告日から「15年間以上」とする。

③ 担い手への集団化要件

- **集団化要件**については、農家負担を実質ゼロとしている**現行の促進費では事業完了後5年以内に集団化率が80%以上となることを要件**としていることを踏まえ、「**事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化する**」ことを機構の方針として設定する。
- 担い手への農地の集団化を進めるためには、事業対象地域において、担い手の育成・確保を図る体制が構築されていることが重要。このため、「**都道府県、市町村、農業委員会、土地改良区、機構等の関係機関並びに担い手によって、担い手による農地利用が継続的に図られる体制が構築されていること**」も要件とする。

④ 収益性要件

- 収益性を向上させるためには、①地域の農産物等の販売額の増加、又は②生産コストの減少が必要。
- **収益性要件**については、**現行事業の事後評価の結果、ほ場整備事業の効果、更には産地パワーアップ事業の要件等を踏まえ、「事業完了後5年以内(果樹は10年以内)」の事業対象地域の販売額が20%以上向上又は生産コストが20%以上削減**することとする。

● 関連事業



◆ 農地耕作条件改善事業

- 概要** 農地の簡易な整備に必要な費用を助成
内容 畦畔除去による区画拡大、暗渠排水等
要件 総事業費200万円以上、受益者数2戸以上、機構との連携概要の策定

◆ 経営体育成支援事業

- 概要** 地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に支援。
内容 補助率：事業費の3/10以内等
 配分上限額：1経営体当たり300万円

◆ 固定資産税の軽減

- 概要** 所有する全農地(10a未満の自作地を除く)を、新たにまとめて機構に10年以上の期間で貸付した場合、当該農地の固定資産税が所定の期間半額となる。
内容 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合：3年間軽減
 15年以上の期間で貸し付けた場合：5年間軽減